

関東運輸局災害対策本部

平成23年4月6日

東日本大震災に伴う自動車検査証の有効期間の再伸長について

平成23年3月11日に発生した東日本大震災による影響で、関東運輸局管内に使用の本拠の位置を有する自動車については、当面、自動車検査証の有効期間を最長で1ヶ月伸長しているところですが、一部地域においては依然として多くの方が避難を余儀なくされている、あるいは被災地へ救助、災害復旧、物資輸送等のために派遣されているなど、災害復旧の作業等が長期化しています。

このことから、下記の自動車については、未だ継続検査を受けることが困難な状況であると認められるので、自動車検査証の有効期間の満了する日が、平成23年3月11日から平成23年5月10日までのものは、その有効期間の満了日を平成23年5月11日まで再伸長することとしましたのでお知らせいたします。（4月10日に各運輸支局において別紙の例に基づき公示する予定。）

なお、有効期間を伸長した自動車の使用に当たっては、安全上支障が生じる恐れもあることから、日常点検整備を確実に実施するなどにより、適切に保守管理を行っていただく必要があります。

また、当該公示により有効期間伸長の適用を受けた自動車の自動車損害賠償責任保険（共済）の契約期間については、伸長された期間内の継続検査を申請する時までには契約すれば良いこととなります。

記

(対象自動車)

1. 次の地域に使用の本拠の位置を有する自動車

- 茨城県のうち土浦自動車検査登録事務所の管轄地域を除く地域（茨城県水戸市、日立市、ひたちなか市、高萩市、北茨城市、常陸太田市、常陸大宮市、笠間市、鹿嶋市、潮来市、那珂市、神栖市、行方市、鉾田市、小美玉市、大子町、城里町、茨城町、大洗町及び東海村）
- 千葉県旭市

2. 東日本大震災の被災地（青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県）において救助、災害復旧、物資輸送等に使用されている自動車

〒231-8433 横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎
〈問い合わせ先〉 関東運輸局自動車技術安全部技術課
電話：045（211）7255（直通）
〈配布先〉 横浜海事記者クラブ、茨城・栃木・群馬・千葉・埼玉
・神奈川・山梨県政記者クラブ、都庁記者クラブ、関東運輸局記者会〔ハイタク等専門紙〕、物流専門紙

公 示

道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）第61条の2の規定により、以下の各号に掲げる自動車であって、当該自動車検査証の有効期間の満了する日が、平成23年3月11日から平成23年5月10日までのものは、平成23年5月11日をもって満了するものとする。

1. 当支局管内のうち土浦自動車検査登録事務所の管轄地域を除く地域（水戸市、日立市、ひたちなか市、高萩市、北茨城市、常陸太田市、常陸大宮市、笠間市、鹿嶋市、潮来市、那珂市、神栖市、行方市、鉾田市、小美玉市、大子町、城里町、茨城町、大洗町及び東海村）に使用の本拠の位置を有する自動車
2. 当支局管内に使用の本拠の位置を有する自動車のうち、東日本大震災の被災地（青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県）において、救助、災害復旧、物資輸送等の活動を行うものであって、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた地方公共団体の災害対策本部等公的機関が発行する救助、災害復旧、物資輸送等に使用されている自動車であることを証する書面を有するもの

平成23年4月10日

関東運輸局 茨城運輸支局長